

令和 7 年第 11 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 11 月 25 日 稲沢市産業会館 大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	大崎 和生	2 番	服部 猛
3 番	平手 秀夫	4 番	櫻井 吉美
5 番	丹下 和行	6 番	永井 八千代
7 番	加島 由隆	8 番	家田 里美
9 番	大谷 典央	10 番	春田 美智代
11 番	澤田 彰俊	12 番	近藤 昌弥
13 番	後藤 恵美	14 番	石田 豊
15 番	堀田 泰樹	16 番	伊藤 英樹
17 番	伊藤 弥寿夫	18 番	三井 啓司
19 番	関戸 梓		

欠席委員

--	--	--	--

【事務局】出席者

局長	長崎 倫典	主幹	川口 善徳
主事	大崎 菜々子		川崎 良介

【農務課】出席者

主幹	廣瀬 信博		
----	-------	--	--

令和 7 年第 11 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 11 月 25 日 稲沢市産業会館 大会議室

午後 1 時 55 分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

なお、この後(あと)の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、令和 7 年第 11 回稻沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員はございません。

総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第 5 条第 3 項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、大崎会長、議事進行をよろしくお願い致します。

【会長】

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。寒くなってまいりましたので、体調を崩されないよう、健康管理には十分注意され、お過ごしいただきたいと思います。

それではただいまから、令和 7 年第 11 回稻沢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 19 名であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において 14 番石田豊委員及び 15 番堀田泰樹委員を指名いたします。

次に日程第 2 議案第 57 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 2 ページをお願い致します。

議案第 57 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

今月は所有権移転の案件のみでございます。3 ページをお願いいたします。

番号 1 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 843 m²の農地を耕作しており、個人で年間 150 日農業に従事しております。

令和 7 年第 11 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 11 月 25 日 稲沢市産業会館 大会議室

番号 2 番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。渡人と受人は親子関係にあります。

受人は近隣に自宅があり、効率的に農業ができるため、父親から申請地を譲り受け継承するものです。受人は現在 4,471 m² の農地を耕作しており、個人で年間 100 日、世帯で 260 日農業に従事しております。

番号 3 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地近隣に自己所有農地があり、規模拡大のため、申請地を取得するものです。

受人は現在 4,998 m² の農地を耕作しており、個人で年間 170 日農業に従事しております。

番号 4 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。受人は申請地近隣に自己所有農地があり、規模拡大のため、申請地を取得するものです。

受人は現在 5,253 m² の農地を耕作しており、個人で年間 100 日、世帯で 340 日農業に従事しています。

番号 5 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。受人は申請地近隣に自己所有農地があり、規模拡大のため、申請地を取得するものです。受人は現在 13,742 m² の農地を耕作しており、個人で年間 250 日、世帯で 700 日農業に従事しています。

番号 6 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地近隣に自己所有農地があり、規模拡大のため、申請地を取得するものです。

受人は現在 18,966 m² の農地を耕作しており、個人で年間 320 日、世帯で 570 日農業に従事しています。

番号 7 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。登記地目は田ですが、現況は畠となっております。

受人は渡人の甥です。受人の自宅は申請地近隣に位置し、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。343 m² の農地で野菜を栽培、個人で年間 150 日農業に従事する

令和 7 年第 11 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 11 月 25 日 稲沢市産業会館 大会議室

計画となっております。

4 ページをお願いいたします。

番号 8 番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

渡人が遠方で耕作できないため、申請地を本家に返却する申請です。受人は申請地近隣に自己所有農地があるため、効率的に農業ができます。

受人は現在 5,505 m²の農地を耕作しており、個人で年間 300 日、世帯で 600 日農業に従事しています。

番号 9 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。受人は現在 2,570 m²の農地を耕作しており、個人で年間 60 日、世帯で 150 日農業に従事しています。

番号 10 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。登記地目は田ですが、現況は畠となっております。

受人は認定新規就農者です。2,784 m²の農地で椎茸と梅を栽培、個人で年間 120 日農業に従事する計画となっております。

番号 11 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

申請地は受人自宅に隣接しており、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。300 m²の農地で野菜・果樹を栽培、個人で年間 150 日、世帯で 170 日農業に従事する計画となっております。

番号 12 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。受人は現在 4,743 m²の農地を耕作しており、個人で年間 200 日、農業に従事してい

令和 7 年第 11 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 11 月 25 日 稲沢市産業会館 大会議室

ます。

5 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 12 件、移動の土地は、田 10 筆 5,725 m²、畑 8 筆 2,828 m²、合計 18 筆 8,553 m²です。

以上 12 件のうち、番号 1 番から 12 番につきましては、お手元に配布しております意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 57 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 3 議案第 58 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

6 ページをお願いします。

議案第 58 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

それでは議案の説明に移ります。

7 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、分家住宅を設置します。農地区分は第 3 種農地で宅地 196.75 m²を一体利用します。

8 ページの総括表をご覧ください。

4 条の申請件数は、1 件 転用の土地 畑 2 筆 42 m² 合計 2 筆 42 m²です。

以上 4 条申請 1 件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

令和 7 年第 11 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 11 月 25 日 稲沢市産業会館 大会議室

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

議案第 58 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 4 議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

9 ページをお願いします。

議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。11 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地で山林 140 m²を一体利用します。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは駐車場および資材置場を設置します。農地区分は第 3 種農地で宅地 601.65 m²を一体利用します。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分譲住宅を設置します。農地区分は第 3 種農地で宅地 194.01 m²を一体利用します。

続きまして、11 ページをお願いします。ここから権利設定の案件になります。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

令和 7 年第 11 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 11 月 25 日 稲沢市産業会館 大会議室

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地で宅地 378.58 m²を一体利用します

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは、分家住宅を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは、工事施工業者が工事車両置場として一時的に利用するものです。一時転用期間は令和 8 年 1 月 5 日から令和 8 年 12 月 20 日です。農地区分は第 2 種農地です。

12 ページの総括表をご覧ください。

5 条の申請件数は、7 件 転用の土地 田 4 筆 1,064 m² 畑 5 筆 829 m² 合計 9 筆 1,893 m² です。

以上 5 条申請 7 件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 60 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 13 ページをお願い致します。

議案第 60 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利

令和 7 年第 11 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 11 月 25 日 稲沢市産業会館 大会議室

用集積等促進計画案に対する意見聴取について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（一括設定）を次のとおり受理したので、同条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出会長名でございます。

14 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積等促進計画案になります。

申請地を朗読

賃借権の設定は 169 筆、使用賃借権の設定は 5 筆です。

貸借期間は令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までが 1 筆、令和 7 年 12 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までが 1 筆、令和 8 年 1 月 1 日から令和 17 年 12 月 31 日までが 172 筆です。

27 ページ総括表をお願い致します。

田 172 筆 134,639 m² 畑 2 筆 849 m² 合計 174 筆 135,488 m² になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

なお、議事参与の制限により、石田豊委員、後藤恵美委員、関戸梓委員は、採決に加わることはできませんので、よろしくお願ひします。

議案第 60 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（一括設定）」は、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 6 議案第 61 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題いたします。事務局から説明を求めます。

令和 7 年第 11 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 11 月 25 日 稲沢市産業会館 大会議室

【事務局】

総会提出議案 28 ページをお願いします。

議案第 61 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願いを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。
29 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

相続開始年月日 令和 7 年 2 月 22 日

これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されていました。

30 ページ総括表をお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、1 件

田 6 筆 合計 4,215 m²

これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等はないものと考えます。 以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第 61 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、現案どおり証明することに賛成の方は挙手願います。

全会一致と認め、原案通り証明することに決しました。

次に日程第 7 報告第 34 号 現況証明願の報告について から日程第 9 報告第 36 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について まで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは 31 ページをお願いします。

報告第 34 号「現況証明願の報告について」です。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

32 ページをお願いします。

番号 1 番申請地 地目 面積を朗読。

令和 7 年第 11 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 11 月 25 日 稲沢市産業会館 大会議室

平成 8 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 2 番 申請地 地目 面積を朗読。

平成 2 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 3 番 申請地 地目 面積を朗読。

昭和 11 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 4 番 申請地 地目 面積を朗読。

平成 5 年より駐車場として利用しておりました。

番号 5 番 申請地 地目 面積を朗読。

昭和 45 年より境内地として利用しておりました。

番号 6 番 申請地 地目 面積を朗読。

昭和 12 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 7 番 申請地 地目 面積を朗読。

昭和 6 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 8 番 申請地 地目 面積を朗読。

平成 4 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 9 番 申請地 地目 面積を朗読。

昭和 18 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 10 番 申請地 地目 面積を朗読。

昭和 32 年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、33 ページをお願いします。

報告第 35 号 農地法第 5 条の規定による届出の報告についてです。

農地法第 5 条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 5 の (6) のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

令和 7 年第 11 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 11 月 25 日 稲沢市産業会館 大会議室

34 ページをお願いします。

まず所有権移転案件についてご説明します。

番号 1 番 申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、祭事用地による転用でございます。

番号 2 番 申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号 3 番 申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号 4 番 申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号 5 番 申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、宅地分譲による転用でございます。

番号 6 番 申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

35 ページをお願いします。

つぎに権利設定案件についてご説明します。

番号 7 番 申請地 地目 面積を朗読。

使用貸借権による権利設定で、住宅建築による転用でございます。

36 ページ総括表をお願いします。

申請件数は 7 件 田 4 筆 631 m^2 畑 6 筆 846.06 m^2 合計 10 筆 $1,477.06 \text{ m}^2$ です。

つづきまして、37 ページをお願いいたします。

報告第 36 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」です。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

38 ページをお願いします。

令和 7 年第 11 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 11 月 25 日 稲沢市産業会館 大会議室

番号 1 番 農申請地 地目 面積を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 2 番 申請地 地目 面積を朗読。

自作のため、賃借権を解除します。

番号 3 番 申請地 地目 面積を朗読。

賃借人変更のため、賃借権を解除します。

番号 4 番 申請地 地目 面積を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 5 番 申請地 地目 面積を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 6 番 申請地 地目 面積を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 7 番 申請地 地目 面積を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 8 番 申請地 地目 面積を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 9 番 申請地 地目 面積を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

39 ページの総括表をお願いします。

申請件数 9 件 田 10 筆 4,906 m²、畑 1 筆 497 m² 合計 11 筆 5,403 m²です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

長時間、御審議いただきありがとうございました。

その他委員の皆様から何かございますか。

令和 7 年第 11 回稻沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 11 月 25 日 稲沢市産業会館 大会議室

よろしいですか。これをもちまして、令和 7 年第 11 回稻沢市農業委員会総会を閉会致します。

午後 2 時 35 分閉会

令和 年 月 日

会長

大崎 和生

14 番委員

石田 豊

15 番委員

堀田 泰樹